

令和5年10月5日  
福島県農林水産部  
(水田畑作課)

## 令和5年産米の緊急時モニタリングの結果について

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果、下記のとおり米の出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

記

### 1 検査対象及び点数

(1) 福島市(旧大笹生村)	1点	(6) 鏡石町(旧鏡石町)	3点
(2) 福島市(旧飯坂町)	1点	(7) いわき市(旧豊間町)	1点
(3) 福島市(旧庭坂村)	1点	(8) いわき市(旧箕輪村)	1点
(4) 福島市(旧鳥川村)	1点	(9) いわき市(旧好間村)	1点
(5) 二本松市(旧太田村(岩代町))	1点		

### 2 検査結果

- (1) 当該検体から、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 上記旧市町村で生産された米は、出荷・販売が可能となりました。

#### (参考) 令和5年産米の緊急時モニタリングの概要

- 令和5年産米は、避難指示等のあった9市町村(※)を除き、緊急時モニタリングの結果に基づき、旧市町村単位で出荷・販売の可否を判断します。  
なお、早期出荷米は旧市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断します。  
※ 南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)
- モニタリングでは、全量全袋検査からの移行年次ごとに検査頻度を定めて検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが検出されなければ、当該旧市町村の出荷・販売の自粛が解除になります。  
検査頻度 

移行1～3年目の市町村	旧市町村3点
移行4年目の市町村	旧市町村1点以上かつ市町村3点
- 早期出荷米の検査により定められた検査頻度の検査が行われ、基準値超過がなければ、当該旧市町村全体の出荷・販売の自粛が解除になります。

#### <問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課  
主幹兼副課長 矢吹 勝利  
電話：024-521-7359 内線：3201

## 緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム  
11品中  
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日	試料の種類	検査結果		
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	合算値 Bq/kg
1	福島市(旧大笹生村)	R5.10.3	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
2	福島市(旧飯坂町)	R5.10.3	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
3	福島市(旧庭坂村)	R5.10.3	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
4	福島市(旧鳥川村)	R5.10.3	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
5	二本松市(旧太田村 (岩代町))	R5.10.3	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
6	鏡石町(旧鏡石町)	R5.10.2	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
7	鏡石町(旧鏡石町)	R5.10.3	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
8	鏡石町(旧鏡石町)	R5.9.19	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
9	いわき市(旧豊間町)	R5.10.2	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
10	いわき市(旧箕輪村)	R5.10.2	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
11	いわき市(旧好間村)	R5.10.2	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

令和5年産米 出荷可能な旧市町村 (令和5年10月5日現在)

【モニタリング検査】

- : 出荷可能地域
- : 今回出荷可能となった地域
- : モニタリングを行う地域のうち米の作付がない地域
- : モニタリング検査が終了していない地域

【全量全袋検査】

- : 全量全袋検査を行う地域

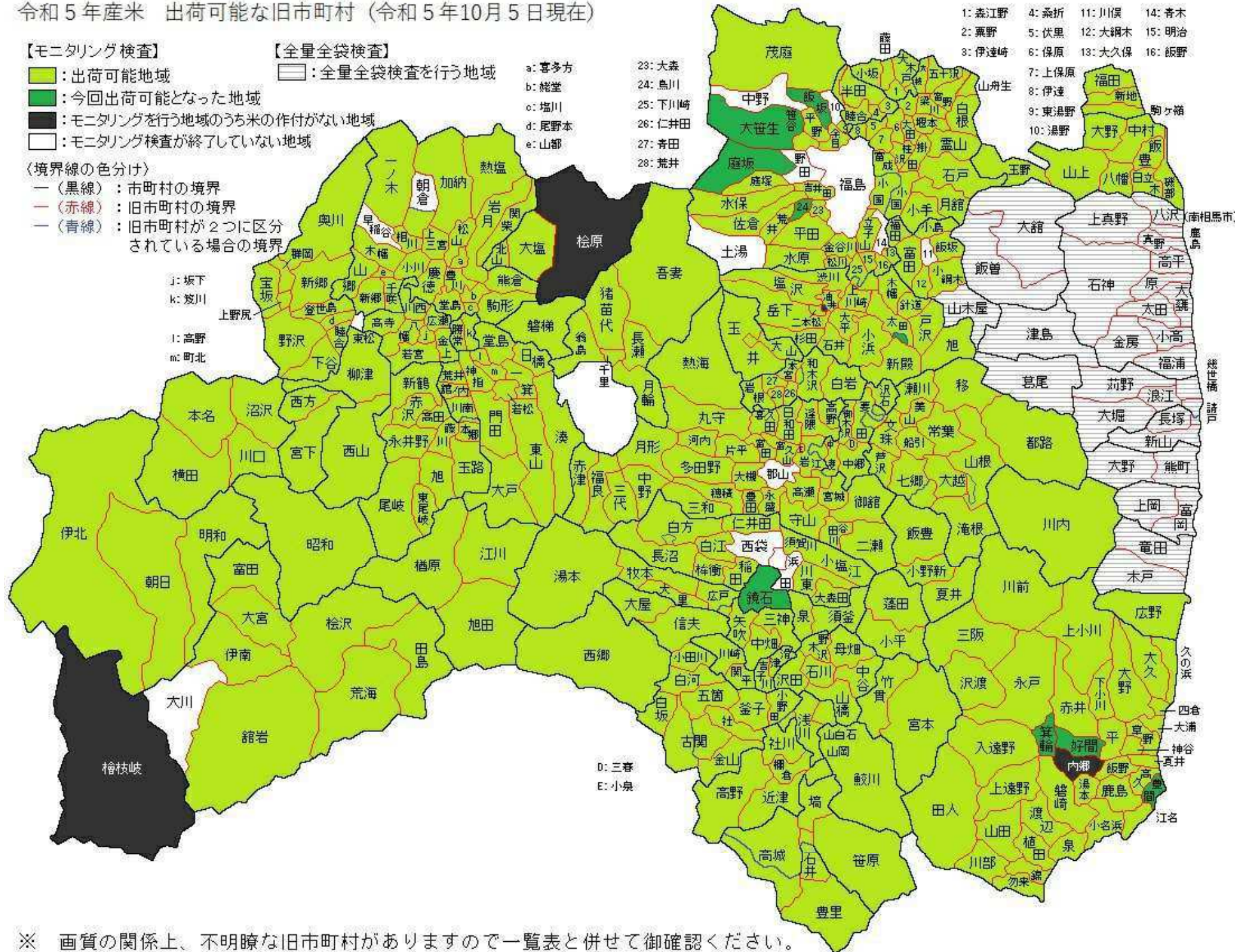
- a: 喜多方
- b: 嵯堂
- c: 塩川
- d: 尾野本
- e: 山都

- 23: 大森
- 24: 鳥川
- 25: 下川崎
- 26: 仁井田
- 27: 青田
- 28: 荒井

- 1: 森江野
- 2: 粟野
- 3: 伊達崎
- 4: 桑折
- 5: 伏黒
- 6: 保原
- 7: 上保原
- 8: 伊達
- 9: 東湯野
- 10: 湯野
- 11: 川俣
- 12: 大綱木
- 13: 大久保
- 14: 青木
- 15: 明治
- 16: 飯野

(境界線の色分け)

- (黒線) : 市町村の境界
- (赤線) : 旧市町村の境界
- (青線) : 旧市町村が2つに区分されている場合の境界



※ 画質の関係上、不明瞭な旧市町村がありますので一覧表と併せて御確認ください。